

**木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業
天川村木質バイオマス利活用計画策定業務
公募型プロポーザル実施要領**

1. 目的

本事業は、公益財団法人イオン環境財団が実施する平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業）（以下「木質バイオマスエネルギー導入計画策定事業」という。）の採択を受けて実施する。

本事業では地域資源である木質バイオマス資源の持続可能に向けた調査や導入を検討する木質バイオマス施設に関する調査を行い、山村再生による自然との共生と低炭素社会の達成と同時達成に木質バイオマス燃料の安定供給に向けた持続可能な森林の経営計画を立案するとともに、その供給先となる木質バイオマス設備の導入に向けた事業計画を策定することを目的として、木質バイオマス資源利活用計画策定業務を行う。

本業務の実施に際し、専門的な知識を有し、最も優れている事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2. 業務の概要

(1)業務名称

天川村木質バイオマス資源利活用計画策定業務

(2)業務内容

別紙仕様書のとおり

(3)業務期間

契約締結日の翌日から平成30年2月15日（水）まで

3. 見積上限額

金5,346,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

また、見積金額は、上記見積上限額の金額を超えてはならない。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 本業務を遂行するために必要とされる資格、業務経験を有し、木質バイオマスエネルギー利用に係る動向や活用事例等に精通した者を従事させることができること。
- (2) 国内において、再生可能エネルギーの導入調査及び計画策定に関する業務実績があること。

- (3)地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の許可決定又は再生計画の許可決定がなされていること。
- (5)次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

エ 役員等(プロポーザルに参加する者の代表者若しくは役員又はこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

オ プロポーザルに参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人

カ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人又は法人

5. 質問の受付及び回答

業務に関する質問がある場合は、次のとおり事務局まで行うこととする。

(1)質問期限平成29年11月27日(月)17時まで

(2)質問方法電子メール

電子メールの件名は、「天川村木質バイオマス資源利活用計画策定業務に関する質問」とし、事務局まで電話により受信確認を行うこと。

(3)回答日平成29年11月28日(火)

(4)回答方法 天川村HPに掲示する

6. 参加申し込みの手続き

(1)提出書類

ア 様式第1号公募型プロポーザル参加表明書

イ 様式第3号技術提案書

ウ 見積書(任意様式)

エ 会社概要(任意様式)

*天川村競争入札参加資格者名簿に登録がない場合は、次のオ～キの書類について

ても併せて提出してください。

オ 印鑑証明書・・・1部

カ 商業登記簿謄本・・・1部

キ 直近年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税及び市町村税の納税証明書若しくは未納税額のない証明書・・・1部

(2)提出部数上記ア～エの書類について、正本1部及び副本10部

天川村競争入札参加資格者名簿に登録がない場合は、上記オ～キの書類・・・各1部

(3)提出方法

郵送（簡易書留郵便等の差し出し、受領の記録が残る方法に限る。）又は持参
持参の受付は執務時間中（平日の8時30分から17時00分まで）

(4)提出先

天川村森林政策課（庁舎1階事務室）

(5)提出期限

平成29年11月30日（木）17時（必着）

7. 実施日程項目

項 目	日 程
ホームページへの公告	平成29年11月22日（水）
事業に関する質問の受付期限	平成29年11月27日（月）17時まで
事業に関する質問の回答	平成29年11月28日（火）
技術提案書の提出期限	平成29年11月30日（木）17時まで
プレゼンテーション実施	平成29年12月 4日（月）予定
受託候補者の選定	平成29年12月 4日（月）
契約・委託開始	平成29年12月 5日（火）

8. 選定委員会

「天川村木質バイオマス資源利活用計画策定業務受託者選定委員会」を設置し、当該プロポーザルによる審査を行い、受託候補者を選定する。ただし、総合点において満点の5割未満の場合は、委託先予定者とししない

9. 審査の実施

技術提案書をもとに選定委員会が評価を行うため、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1)プレゼンテーションは、マイクロソフトパワーポイントにより実施することとす

る。プレゼンテーション会場への入室は、5名までとする。

また、事業実施の際に主となる担当者も出席してください。

(2)プレゼンテーションの時間は、原則として20分以内とし、その後15分程度のヒアリングを予定とする。

(3)プレゼンテーションにおいて使用するプロジェクター及びスクリーンは事務局が準備するが、パソコン等は参加者において準備することとする。

(4)プレゼンテーションの実施日、実施時間及び会場等の詳細は、別途通知する。

なお、プレゼンテーションの順番は、原則として技術提案書の受付順とする。

(5)プロポーザルは、選定委員会が「木質バイオマス再生可能エネルギー導入策定事業受託者選定評価基準」に基づき審査し、後日速やかに、参加者全員にその結果を書面にて通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

10. 受託候補者の選定方法

見積金額が限度額以下で、各選定委員による評価の総合点が最も高い参加者を受託候補者として選定する。

11. 評価項目

評価項目及び評価視点は次の通りとする。

評価項目	評価する視点
1 事業者評価	<ul style="list-style-type: none">・業務の実施にあたり、実効性の高い企画力、技術提案力を有する体制を構築しているか。・事業を理解し、村の提案に沿ったものであるか。
2 業務評価	<ul style="list-style-type: none">・課題認識が適切にされ、調査の具体的な手法や調査体制、スケジュール等が提案されているか。・検討体制、スケジュール等が示され、実行が期待できるか。・課題や考慮すべき観点の認識が適切にされ、提案内容に独自性があり、工夫がされているか。
3 見積額評価	<ul style="list-style-type: none">・見積金額の妥当性はあるか

12. 契約の締結

審査結果に基づき選定した受託候補者と、提案に沿って契約内容についての協議、調整を行った上で、契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。

なお、選定した受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者を受託候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

13. その他

- (1)このプロポーザルへの参加に係る経費（技術提案書の作成、提出等に要する経費）は、参加者の負担とする。
- (2)同一の参加者において、2種類以上の提案は受け付けない。
- (3)提出された技術提案書は返却しない。なお、提案書を審査以外の目的に使用しない。
- (4)技術提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (5)企画提案が1社の場合は、プレゼンテーションは実施しない。

14. 担当部課及び連絡先

天川村森林政策課

〒638-0321

奈良県吉野郡天川村沢谷60番地

電話番号 0747-63-0321 FAX番号 0747-63-0329

電子メールアドレス shinrinseisaku@vill.tenkawa.lg.jp